

監査結果の通知に係る事項について

地方自治法第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたので、当該通知に係る事項を同条第14項の規定に基づき公表します。

令和3年1月12日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 加 藤 信 康

同 中 尾 薫

1 環境課

監査実施期間 平成27年2月4日から平成27年3月23日まで

(1) 手数料収入について

ア 別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第17条に定めている手数料に関し、家庭系廃棄物のうち「臨時的に行うもの」に係る手数料について、有料ごみを収集した日に徴収した手数料が速やかに指定金融機関等に入金されていないものが見受けられた。

別府市会計事務規則第24条第2項は、「現金等を収納したときは、速やかに指定金融機関に払い込まなければならない」と定めていることにかんがみ、現金の集計時間等を検討し、速やかに指定金融機関等に入金するようされたい。

つり銭の用意がなされておらず、公私の現金を区別するためにも、別府市会計事務規則第26条第2項に基づく、「つり銭等の交付、保管その他の事務の取扱いについて」（平成20年会計管理者訓令第1号）で定められた手順を履践することを検討されたい。

(措置結果)

監査終了後より、別府市会計事務規則第26条第2項に基づく「つり銭等の交付、保管その他の事務の取扱いについて」で定められた手順を行い、つり銭の交付を受け適正に管理している。また手数料として徴収した現金は速やかに指定金融機関等に入金している。

イ 指定ごみ袋に係る手数料の収納事務については、おおむね適正に処理されていた。指定ごみ袋の発注の受付から手数料の請求等に関する一連の事務が別府市リサイクル情報センターと本庁で行われており、事務処理の一層の効率化等を図るため、本庁に指定ごみ袋手数料用のパソコンを配置すること等を検討されたい。

(措置結果)

指定ごみ袋に係る手数料の収納に関する事務を全て本庁舎で遂行できるよう検討を重ねたが、本庁舎にある環境課執務室内に指定ごみ袋手数料用パソコン及び受注伝票を設置・保管する場所の確保ができない状況にある。

環境課執務室スペースが拡張された際には、本庁舎においての当該事務の遂行について再検討する。

ウ 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収入に関し、狂犬病予防注射実施報告書の提出がなされていない。別府市狂犬病予防法施行細則に基づき、提出につき指導されたい。

上記2種の手数料共に払込書兼領収済通知書等と犬の登録申請書、狂犬病予防注射通知書及び受付票との照合が困難であったので、事務改善を図られたい。

(措置結果)

狂犬病予防注射実施報告書の提出について、市内動物病院に指導を行い、平成31年4月以降は毎月、報告書の提出を受けている。

また、手数料の払込書兼領収済通知書等や犬の登録申請書、狂犬病予防注射通知書、受付票との整合性については、動物病院より毎月提出される新規登録はがきの写しに犬の登録申請書をファイリングするとともに、狂犬病予防注射通知書及び受付票を登録した動物病院ごとにファイリングすることで、速やかに照合できるよう措置を講じた。

(2) 行政処分等について

ア 別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第6条、第7条、第8条及び第16条に照らし、関係資料を調査したところ、許可申請書や運営状況報告書に收受印の押印がないものや、運営状況報告書を提出していないものが見受けられた。適正な事務処理及び提出書類等に関し、関係当事者に指導されたい。

(措置結果)

平成27年度より、許可申請書の收受漏れ及び運営状況報告書の收受印押印漏れが起こらないよう、複数の職員でクロスチェックすることで事務改善した。また、許可業者には運営状況報告書の提出について指導し、書類の提出を受けている。

イ 上記アの許可車両について、自動車検査証の有効期間が経過した車両が使用されることのないよう、自動車検査証の管理の一層の適正化を図られたい。

(措置結果)

平成27年度より、車検後に自動車検査証を再提出させるなど、有効期間が経過した許可車両が使用されないように措置を講じている。

(3) 委託料について

ア 清掃事務所施設警備委託業務の実績報告書については、報告内容を内部で共有し、保安責任者を明確にして、安全管理の徹底を図られたい。

(措置結果)

保安責任者を定めるとともに、実績報告書を基に確認する体制を構築し、安全管理を徹底するように措置を講じた。

イ 公益社団法人別府市シルバー人材センターに委託しているごみ収集委託業務について、仕様書及び業務計画書において示された業務に関し、収受している業務履行報告書の内容では、その履行状況が確認できないものとなっていた。業務計画の内容に沿った業務履行報告書を提出するよう、指導されたい。

(措置結果)

公益財団法人シルバー人材センターに委託しているごみ収集業務の業務履行報告書については、平成27年3月分より業務の実施月日、業務人数、業務時間、業務場所を報告させており、現在は仕様書及び業務計画書で示した業務の履行確認ができています。

ウ 市営墓地清掃等委託業務について、業務履行報告書の提出及び業務完了後の検査に関し、遅延しているものが見受けられた。別府市契約事務規則に基づき、適正な事務処理の執行に努められたい。

(措置結果)

監査終了後、当該報告書等の遅延防止に努めた結果、現在は適正な事務処理を執行している。

エ し尿処理場春木苑に係る委託業務について、契約書の約款に定められた書類の提出を受けていないものや、文書に収受印のないもの等不備が見受けられた。契約書に定められた契約条項及び別府市文書管理規程に基づき、適正な事務処理を執行されたい。

(措置結果)

指摘事項の当該書類の提出及び収受文書の取扱いについては、監査終了後から

適正に事務処理を執行している。

(4) 資源物の売払収入の取扱いについて

資源物選別処理委託業務及び古紙・古布回収委託業務を履行する過程で生じる資源物の売払収入が別府市の歳入とされていない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法及び別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等関係法令を踏まえた上で、受託業者から資源物の売払状況等に関し、報告を求めるなど必要な調査を実施するとともに、契約内容を見直すなどして、売払収入を別府市の歳入とすることを検討されたい。

(措置結果)

資源物選別処理委託業務及び古紙・古布回収委託業務については、平成 30 年度委託契約分より、従前の業務委託契約から資源物及び古紙・古布の売払収入を切り離し、売払収入については、別途、委託契約を締結し、本市の歳入として計上している。

(5) 別府市リサイクル情報センターに係る実費徴収について

「公の施設」（地方自治法第 244 条）である別府市リサイクル情報センターを使用させるに当たり、冷暖房料金等の実費徴収がなされていない。平成 24 年度に実施した「使用料・手数料の減免」に関するテーマ監査において、使用料を減免した場合であっても、冷暖房料金等の実費徴収を行うべきことと指摘していることを踏まえ、別府市リサイクル情報センターについても、冷暖房料金等の実費徴収を行うことの可否を検討されたい。

(措置結果)

本センターは、「別府市リサイクル情報センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、センターの使用及び見学について使用料は徴収しないことになっている。

冷暖房料金等の実費徴収については、本センターの設置目的及び趣旨を踏まえ再検討した結果、環境学習の機会を確保する観点を重視し、実費徴収を要しないと判断した。

(6) 工事について

20万円以下の工事は、見積書、請求書、支出負担行為兼支出命令書等により決

裁がなされているが、以下の事項について適正に処理されたい。

ア 請求書において「竣工を認める」者とあるのは、「検査員」であると思料される。

別府市契約事務規則第 16 条第 1 項は、「契約担当者から検査を命じられた者」と定めているが、一部工事において、検査員でない者が検査を行っているので、適正に処理されたい。

(措置結果)

監査終了後からは、建設部に委託発注し技術職の検査員による検査を受ける措置等を講じ、適正な処理を行っている。

イ 別府市契約事務規則第 16 条第 3 項は、「検査員の職務は、特別の事由がある場合を除き、契約担当者から監督を命じられた職員の職務と兼ねることができない」と定めているが、一部工事において、兼務がなされているので、適正に処理されたい。

(措置結果)

監査終了後からは、監督員と検査員の兼務が無いよう適正な処理を行っている。

ウ 工事の監督員は、専門性が必要と思料されるので、相応の職種の者が監督の職務を執行することを検討されたい。

(措置結果)

監査終了後は工事の専門性等を考慮し、建設部への委託発注など必要な措置を講じている。